

令和7年 第1回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和7年第1回 志布志市農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和7年1月24日（金）					
招 集 の 場 所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及 び 宣 言	開 会	令和 7 年 1 月 24 日 午前 9 時 30 分				
	閉 会	令和 7 年 1 月 24 日 午前 10 時 27 分				
応（不応）招 委 員 並 び に 欠 席 委 員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	×	12	畑山 豊子	○
	3	山迫 洋一	×	13	宮脇 茂樹	×
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	×
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	×
	会議録署名委員	席 番 1 番	上野 克比古		席 番 6 番	坂中 則雄
職務のため出席 した者職氏名	事 務 局 長	高野		事務局次長	宮田	
	主幹兼農地GSL	竹之内		主幹兼農地GSL	圖師	
	農地GSL	杉原		主 任 主 査	桑水	
	農政畜産課農政GL	長濱		農政畜産課主任主査	杢尾	
	農政畜産課主事	河野				
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	脇田 廣昭	○	9	坪田 則義	×
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	×
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	○
4	今市 光則	○	12	春田 豊美	○
5	池袋 良子	○	13	圓福 悟	○
6	谷宮 誠實	○	14	垣内 りえ子	○
7	下山 重治	○	15	竹吉 雄二	○
8	道山 幸治	×	16	山下 直樹	○

会議に付した 事 件	議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請について (継続審議) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願の承認について 議案第5号 農用地利用集積計画決定について 議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の 指名について 議案第8号 地域農業経営基盤強化促進計画(案)に係る意見につ いて
-----------------------	---

議長	萩迫	ただいまから、令和7年第1回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。福岡裕幸委員、山迫委員、宮脇茂樹委員、平川委員、福留委員から欠席の届出がございました。 また、本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、工藤委員、道山委員、坪田委員、大田委員から欠席の届出がございました。 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。 志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番1番、上野委員と席番6番、坂中委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日限りと決定いたします。 日程第3、休会中の報告を行います。 最初に、あっせんの経過につきまして、垣内委員の報告をお願いいたします。
委員	垣内	12月に会長より依頼のありました〇〇さん分のあっせんの報告につきましては、ただいまあっせん活動中であります。 引き続き活動を行っていきたいと思います。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇勇	12月に会長より依頼のありました〇〇さんの分ですが、ただいま3件ほど声をかけてますが、中々まとまりません。引き続きあっせんの活動をいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、私の関係分について報告いたします。 1月6日、仕事始め式に合わせ、市長との賀詞交換を行い、その後、事務局にて事務打合せを行いました。また、10日、農地所有適格法人の現地調査を、14日、事務局にて議案打合せを行いました。以上で、報告を終わります。 次に、日程第4、継続審議となっていました、議案第81号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。 5ページ、番号34番を審議いたします。宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇勇	12月の総会で継続審議となりました議案第81号、番号34番の農地法第5条の規定による許可申請について、ご報告いたします。 総会資料5ページから7ページになります。 前回の総会により、12月6日に現地調査を行い、利用目的が原木置場、駐車場ということ、広い面積での転用ということ、場所が住宅地ということでの周りへの影響、また、申請者の事務所等がしばらく現在の高速道路の仮設道路にかかったということで工事が終われば使用できるため一時転用でも

議長	萩迫	次に、番号 2 番について審議いたします。事務局の報告をお願いいたします。
事務局	桑水	番号 2 番を平川委員に代わりましてご報告いたします。 譲渡人は、有明町野神にお住まいの〇〇さん 80 歳で、譲受人は有明町山重にお住まいの〇〇さん 52 歳です。親子による贈与・受贈になります。 申請地は議案書に記載されているとおりで、場所は、蓬原 2282 番 3 は、野神校区内にある J A あおぞらスタンドを起点にした場合、スタンドより東へ、重田方面へ約 1 km 進むと右手奥に宇都の山の太陽光発電が見えてきます。その十字路を右折し 5 枚目の畑になります。野神 3361 番 1 はスタンドから南へ 2.3 km 進むと堀口和香園工場の手前に来ます。そこを右折し 900 m ほど進んだ路地を左折して 6 枚目の畑になります。譲受人宅よりどちらも車で 10 分のところにあります。 〇〇さんは認定農業者であり、家族 5 人でお茶 7 ha を主に栽培しており、申請地もお茶が栽培されておりました。トラクター、お茶の機械一式などを保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 3 番について審議いたします。脇田委員の報告をお願いいたします。
委員	脇田	会長より依頼のありました番号 3 番を報告いたします。 譲渡人は、松山町新橋にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで申請地の場所ですが、まず小牧の畑及び雑種地ですけれども、市役所より広域農道へ進み、末吉方面へ 1.2 km ほどのところに、松山鉱泉の入口の看板が見えてきます。その手前の T 字路を右へ入り、まこも公民館方面へ進みます。300m ほど行ったところに、市水道のポンプ場があります。その 50m ほど先を、左斜め方向に進みまして、150m ほど進んだ道路の左下になります。 次に横溝の田ですが、同じく広域農道に進みまして、先ほどの市水道ポンプ場を今度は過ぎまして、まこも公民館、豊留集落方面へ向かいます。700 m ほど進みますと、山角川にかかる宮元橋がございます。その手前の農道を右に入り進みますと、T 字路が出てきます。そこを左に進み、山角川にかかる農道の小さい橋を渡り 50m ほど進んだ左側にございます。 続きましてもう 1 つの下迫の田ですが、同じく広域農道に進みまして市役所より末吉方面に向かいます。先ほどの松山鉱泉の入口を過ぎまして、400

		mのところ、河床集落や曾於のクリーンセンターに入る道路がございます。それを斜め左方向に進みまして1.3kmほどあたりに、右手に大隅衛生の管理倉庫がございます。その入口の左側の雑種地を上ったところの2筆目の場所になります。 譲受人の〇〇さん宅からは、2・3分ほどのところがございます。 〇〇さんは、奥様と2人で、甘藷と水稻を主に栽培しており、申請地にも甘藷と水稻を作付するとのこと。 またトラクター2台、甘藷ハーベスター1台、軽トラ2台を保有されております。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまゝす。また周囲の状況から支障はないと思われまゝす。ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、8ページ、番号4番から、9ページ、番号8番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、番号4番から番号8番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。 限元委員の報告を5件まとめてお願いいたします。 会長より依頼のありました番号4番から番号8番を報告いたします。 まず番号4番の譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、83歳です。 譲受人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、52歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木大隅線沿いの大野原集会施設から東へ300m進み、南へ500m進んだ右側の田です。譲受人宅からは、5分のところにあります。 次に、番号5番の譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、63歳です。 譲受人は、先ほどの番号4番と同じく〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、番号4番から北へ100m進み西へ50m進んだ左側です。 譲受人宅からは、5分のところにあります。 次に、番号6番の譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、84歳です。 譲受人は、先ほどの番号5番と同じく〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、番号5番の隣です。番号5番と番号6番は2筆になってますが、1枚田です。
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	隈元	

		譲受人宅からは、5分のところにあります。 次に、番号7番の譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、77歳です。 譲受人は、先ほどの番号6番と同じく〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木大隅線沿いの津曲精米所から田之浦方面へ100m進み、市道稻ヶ迫大野線に入り600m進み、左へ700m進み、斜め右方向へ250m進んだ右側の田です。 譲受人宅からは、5分のところにあります。 次に、番号8番の譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、77歳です。 譲受人は、先ほどの番号7番と同じく〇〇さんです。親子です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、県道塗木大隅線から市道稻ヶ迫大野線に入り、900m進み左折し、200m進み左折し、50m程度進んだ左側の畑です。右側は、〇〇さんの牛舎です。 譲受人宅からは、2分のところにあります。 〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で、繁殖牛48頭飼育し、田にはWCS17ha、畑には牧草4.4ha作付けされています。 申請地には、田にはWCS、畑には牧草を作付けする予定とのことでした。 また、トラクター4台、田植え機1台、軽トラ、ダンプ合わせて3台保有されています。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまふ。ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。はじめに、番号4番につきまして、何かご意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号5番につきまして、何かご意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号6番につきまして、何かご意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号7番につきまして、何かご意見ございませぬか。

		せんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号 8 番につきまして、何かご意見ございま せんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって日程第 5、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定 による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 6、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による事業計画変更申 請についてを議題といたします。 11 ページ、番号 1 番を審議いたします。現地を調査された中之内委員の報 告をお願いいたします。
委員	中之内	議案第 2 号、番号 1 番について報告いたします。 調査日は、1 月 9 日、調査員は、上野委員、本田委員と私、事務局より 2 名でした。資料につきましては、8 ページから 10 ページです。 譲渡人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、東京都品川区大崎〇丁目〇〇番〇号にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇より開発部長の〇〇さんと、行政 書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、それぞれ議案 書及び総会資料のとおりです。 場所ですが、志布志町安楽にありますローソン志布志安楽瀬戸店の南隣に 位置します。 今回の事業計画変更ですが、令和 4 年 3 月 24 日に指令農振第 5 号 891 に おいて、アパート駐車場での 5 条許可が出ておりましたけれども、融資等の 目途が立たないということで、今回、株式会社〇〇さんより、駐車場として 利用したいとのことで、計画変更するものです。 また、駐車場の傾斜が南側前面に傾いており、雨水が集中することが考え られるため、南側擁壁、雨水用桝などの設置についてを指導いたしております。 申請地の農地区分は、第 1 種農地の既存施設の拡張に該当いたします。 転用該当要件といたしましては、許可条件であります既存施設の 2 分の 1 以内となりますが、ローソン側の敷地面積は 2,284 m ² 、今回拡張面積は 1,078 m ² となりますので、条件は満たしているということになります。 以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ない との意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。計画変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請については、変更を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第7、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、4件の申請でございます。 まずは、13 ページ、番号1 番を審議いたします。番号1 番は、先ほどの議案第2号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に関わる番号1 番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号2 番を審議いたします。現地を調査された坂中委員の報告をお願いいたします。
委員	坂中	議案第3号、番号2 番について報告いたします。 調査日は、1月9日、調査員は、神宮司委員、坪田委員と私坂中です。 譲渡人は、奈良県北葛城郡王寺町舟戸にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志町帖にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、有限会社石山電工の前の市道雨堤線をJ Aそお鹿児島方向へ 64 m進んだ右手に位置します。転用目的は倉庫と駐車場です。 排水対策は周囲にブロックを積み、周囲の土砂の流出を防止し、雨水は、自然流下により道路側溝へ流入するとのことでした。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良の事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地を転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)
会場 議長	委員 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号3 番を審議いたします。現地を調査された上野委員の報告をお願いいたします。

委員	上野	議案第3号、番号3番について報告いたします。 調査日は、1月9日でした。事務局から2人でした。 調査員は、中之内委員、本田委員、私上野です。 譲渡人は、福岡県中間市扇ヶ浦にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、京都府京都市伏見区に事務所がある〇〇株式会社 代表取締役 〇〇さんです。 立会人は、宮崎事業所の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況については、それぞれ議案書及び総会資料の14ページから16ページです。 場所は、志布志町安楽にある上門公民館から市道上門線を北へ約100m進んだ右手に位置します。転用目的は太陽光発電でございます。 排水につきましては、自然排水ということでしたけれども、圃場が大分長く、ちょっと自然排水では、大雨のときは駄目だということで、真ん中の方に水が寄るように工事をして雨水し、それでも捌かないときは溜め枒を真ん中に作り、市道の排水路に流すようにということを指導しておきました。 申請地は、10haの広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地その他の農地に該当するところでございます。 以上のことにより、調査員の協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 委員	萩迫 坂中	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 事務局のちょっと質問ですけど、議案書には地上権とありますが、総会資料では申請人のところが譲受人、譲渡人となっていますが、地上権だけが発生するのであれば、貸人、借人ではないですか。
事務局	圖師	資料の方が間違っておりました。こちらが譲渡人、譲受人ではなく、貸人、借人が正になります。申し訳ありませんでした。訂正をお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	他にご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、14ページ、番号4番を審議いたします。番号4番は、令和6年第12回定例総会の議案第80号、農業振興地域整備計画変更協議に関わる番号13番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。

委員 神宮司 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 委員 神宮司	次に、日程第 8、議案第 4 号、非農地証明願の承認についてを議題とします。まずは、16 ページ、番号 1 番を審議いたします。現地を調査された神宮司委員の報告をお願いいたします。 議案第 4 号、番号 1 番について報告します。 調査日は、1 月 9 日、調査員は、坂中委員、坪田委員と私、神宮司でした。事務局より 1 名の同行がありました。 申請人は、鹿屋市寿〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書 16 ページ、総会資料 17 ページから 19 ページのとおりです。 場所は、志布志市役所本庁から国道 220 号線を東へ進み、権現橋を渡り、道なりに夏井方面に走ります。上り終えたところの左側に旧寿司虎、現在焼肉山八の看板店舗があります。その向かい側右に位置します。 依頼人によりますと、平成 2 年 10 月 15 日に相続により取得しましたが、昭和 63 年、隣接地に住宅が建築されて以降、宅地として一体的に利用されておりました。建物住宅は願出人が相続してから 20 年以上この状態が続き庭木として植えられた木も野生化し、農地として復元しようとするには難しく、今回申請を行ったものです。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号 2 番を審議いたします。現地を調査された神宮司委員の報告をお願いいたします。 議案第 4 号、番号 2 番について報告します。 調査日は、1 月 9 日、調査員は、坂中委員、坪田委員と私、神宮司でした。事務局より 1 名の同行がありました。 申請人は、松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書 16 ページ、総会資料 20 ページから 22 ページのとおりです。 場所は、松山町中村にある中村工務店前の市道桜馬場柳橋線を約 550m ほど泰野方向へ進み、右折後、突き当りを左折し、40m 進んだ右手の畑 1 枚に囲まれた位置にあります。 経緯としては、昭和 57 年 7 月に分筆を行い、9 月に農家住宅を建築し、両親が居住していましたが、平成 2 年に父が亡くなり、贈与を受けました。 分筆は行われていましたが、宅地としての 5 条申請が行われず、現在に至
--	---

	っています。以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。 (会場 異議なし)
	異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第4号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
事務局 桑水	次に、日程第9、議案第5号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。まずは、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。
	議案第5号、農用地利用集積計画の利用権の設定について、ご説明申し上げます。
	議案書は、18ページから28ページとなっております。まずは、議案書18ページの利用権設定の総括表を説明いたします。
	公告日は、令和7年1月31日で、始期は、令和7年2月1日となります。
	設定期間が、4年11カ月から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。
	利用権の設定面積は、田が18,699㎡、畑が49,297㎡、樹園地が39,520㎡で、合計しますと107,516㎡となり、うち更新分は67,465㎡となっております。
	利用権の設定をする者の数が20名で、利用権の設定を受けようとする者の数が14名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より6名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、19ページから28ページの明細表をご確認ください。
議長 萩迫	以上で、議案第5号、農用地利用集積計画の利用権の設定について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
	ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。
会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	19ページ、番号1番から番号2番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席)
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	それでは、番号1番から番号2番について、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)
	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし)
	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。

会場 議長	萩迫	(〇〇委員 入室) 次に、番号 3 番から、20 ページ、番号 5 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場 議長	萩迫	(〇〇委員 退席) それでは、番号 3 番から番号 5 番について、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場 議長		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、21 ページ、番号 6 番から、28 ページ、番号 24 番までと、18 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第 9、議案第 5 号、農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 10、議案第 6 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	桑水	議案第 6 号の農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明申し上げます。議案書は、30 ページから 36 ページとなっております。 まずは議案書 30 ページの総括表をご説明いたします。今回の促進計画(案)は、始期が令和 6 年度の 3 月 31 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 66,813 m ² 、畑が 86,298 m ² 、樹園地が 16,405 m ² で、合計しますと 169,516 m ² となっております。農地の地権者数は 38 名、耕作者となる配分予定者は 24 名です。 借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また借り手となる法人も農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われま。

詳細につきましては 31 ページから 36 ページの促進計画案及び配分予定者案選定理由をご確認下さい。

以上で、議案第 6 号、農用地利用集積等促進計画(案)について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありましたが、31 ページ、番号 1 番から番号 10 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 1 番から番号 10 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 11 番から 36 ページ、番号 83 番までと 30 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 6 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、提案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 11、議案第 7 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	次長	議案第 7 号 農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書 38 ページをお開きください。
		番号 1 の申出者は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、同じく有明町蓬原にお住まいの〇〇さんから委任を受けた売買の申出となっております。
		あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。
		あっせん委員につきましては、畑山委員、圓福委員の指名をご提案いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくをお願いいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 11、議案第 7 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 12、議案第 8 号、地域農業経営基盤強化促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。

会場 議長 萩迫 事務局 局長 議長 萩迫 農政畜産課 長濱	議案の説明に際し、農政畜産課より職員が来ておられまして、ここで説明者の入室を許可いたします。 (農政畜産課職員 入室) まずは、事務局の説明を求めます。 議案第 8 号、地域農業経営基盤強化促進計画（案）に係る意見について、補足して説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定に基づき、市町村が、農業者や地域の皆さんの話し合いの結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業経営基盤の強化の促進に関する計画、いわゆる地域計画を定めることとなっておりますが、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様方におかれましては、昨年度から本年度にかけて実施されてきた地域座談会等に参画していただき誠にありがとうございました。 併せまして、同条第 6 項において、この地域計画の策定にあたっては、農業委員会等の意見を聞かなければならないとなっており、今回、意見聴取の場として、議案を提案させていただいたところでございます。 詳細につきましては、所管課の農政畜産課から説明いただきますので、ご審議方、よろしくお願いいたします。 それでは、農政畜産課の説明を求めます。 はじめに農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、「地域計画」策定に向けて、地域毎の座談会へのご参画をはじめ、地域計画の調査票提出への声掛けなど御協力をいただきまして誠にありがとうございます。改めて、お礼申し上げます。 それでは、早速ですが、ご説明に入りたいと思います。 先ほど、農業委員会事務局長より、地域計画の概略をご説明いただいたところですので、「地域計画」案の内容について、ご説明いたします。 委員の皆様に配布されている資料の「地域計画」をご覧ください。 本市の地域計画は、市内を 19 地区に分けて、地区毎に地域計画を作成しています。 地域計画策定は、令和 7 年 3 月を計画しており、計画の目標年度は 10 年後の令和 16 年度としております。 次に、地域計画案の内容となりますが、1 「地域における農業の将来の在り方」の（１）「地域計画の区域の状況」です。 一番上の「区域内の農用地等の面積」は、各地区の「農用地と農用外及び農振外の地域計画に掲載を希望された農地」の合計面積を記載しています。 こちらが、市内地区毎の地域計画の範囲となっております。 ①はその内の農用地の面積を、②③は田畑の面積となっております。こちらについては、農家台帳の現況面積を元に記載しております。 「④規模縮小などの意向のある農地面積」及び「⑤の今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積」については、担い手の方などから提出していただいた地域計画の調査票や座談会での地図掲載を希望された農地を合
--	---

計し算出しています。

続きまして、(2)「地域農業の現状及び課題」でございますが、座談会で挙げた意見をまとめております。各地区で課題の違いはありますが、いただいた意見のなかで共通した課題として、高齢化による営農リタイヤの問題や耕作放棄の増加、鳥獣被害等が挙げております。

続いて、(3)「地域における農業の将来の在り方」ですが、地域内の認定農業者等への集約化など挙げられておりますが、地区毎で挙げられた意見を記載しております。

次に、2「農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の(1)「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針」ですが、「農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とする」を全地区で統一した方針として挙げています。

続いて、(2)「担い手に対する農用地の集積に関する目標」ですが、現状の集積率が最も高いところで53.2%（通山地区）、低いところで26.3%（夏井地区）となっております。

将来の目標とする集積率については、全地区を80%と設定しているところではありますが、その目標設定理由として、国などが実施する補助事業要件に地域計画による将来目標の集積率を80%とするなどの要件が示される可能性が高いことから80%を目標値とさせていただいております。

続いて、(3)「農用地の集団化（集約化）に関する目標」ですが、全地区を統一して「農地中間管理機構の活用により、団地化（集約化）の取組が進められている。今後も引き続き、担い手への農地集積・集約を進め、団地面積の増加を目指す。」とさせていただいております。

次に、3「農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」となりますが、(1)から(5)の取組み内容など、各地区の座談会にて出されたご意見や内容を集約し記載しております。

次に、4「地域内の農業を担う者一覧」と6「目標地図」ですが、座談会に出席された農業者等や調査票を提出された方に番号を振り、「農業を担う者」として、目標地図に位置付けしております。

地域計画の目標地図は地区ごとに作成し、各地区の「地域内の農業を担う者の一覧」の番号と連動しております。

なお、目標地図は担い手毎に色付けされていますが、目標地図の多くが黄色く色づけされているところです。こちらについては、各地区の座談会に出席していない方や地域計画の調査票を提出されていない方を「意向不明」として位置付けていることによるものです。

次に、5「農業支援サービス事業者一覧」及び「7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）」については、本市では該当がないものとして記載しておりません。最後に、今後の流れについてご説明いたします。

農業委員会を含めて、関係機関の意見聴取を行ったあと、2月に予定している公告縦覧を経て3月に地域計画の策定となります。

地域計画策定も実行に向けた取り組みを行っていくこととなっております、年

		に一度は見直しをすることとなっております。 地域計画の見直しの際には、委員の皆様にご協力をいただく場合もありますので、引続きご協力をよろしくお願いいたします。 以上で説明を終わります。 ただいま農政畜産課から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、農政畜産課の職員におかれましては、ここで退室をお願いします。 (農政畜産課職員 退室) それでは、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 12、議案第 8 号、地域農業経営基盤強化促進計画（案）に係る意見については、農業委員会としては、特に異議なしの意見を付し、市長へ報告することに決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場		
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員